

土地改良区の放流協力金について（お知らせ）

土地改良区は、土地改良法により設立された、農業を営む人たちの組織で、ほ場整備や農業用の水路などの土地改良施設の維持管理を行っており、高知市では現在 20 組織が活動を行っています。

近年の市街地化の進展に伴い、高知市においても農業用水路等の利用については、本来の農業利用だけではなく、開発行為に伴う事業排水、生活排水等の様々な目的に利用されています。

このような状況の中、一般的に地域住民等が公共下水道が整備されていないなどの事情により、土地改良区が管理する農業用水路に生活排水等を放流する場合があります。土地改良区は、管理する農業用水利施設の維持管理費等を、改良区組合員の負担や放流協力金により賄ってきました。

しかしながら、浄化槽設置に伴い、放流協議を行い放流協力金を負担いただく手続きの過程において、必要性の説明不足や、建物建設の上で必須のものであるととらえられたりした点があり、関係します住民の方々にご迷惑をおかけしましたことをお詫び申し上げます。

今後は、浄化槽法及び建築基準法など関係法令に基づき、土地改良区への指導権限を有します高知県と情報共有しながら、社会環境の変化に応じた改善を土地改良区へ要請してまいります。

（参考）土地改良法第 56 条第 2 項（土地改良区の協議請求）

土地改良区は、その管理する農業用排水路その他の土地改良施設（土地改良区が委託を受けて管理するこれらの施設を含む。）が、市街地化の進展その他の社会的経済的諸条件の変化に伴い下水道その他の土地改良施設以外の施設（以下この項及び次項において「他用途施設」という。）の用に兼ねて供することが適当であると認められるに至った場合には、関係地方公共団体、関係事業者その他の関係人に対し、当該土地改良施設を他用途施設の用に兼ねて供すること及びその兼ねて供する場合における当該土地改良施設の管理の方法、その管理に要する費用の分担その他必要な事項につき協議を求めることができる。この場合において、当該土地改良施設がその土地改良区が委託を受けて管理するものであるときは、あらかじめ、その委託をした者の同意（その委託をした者が国又は地方公共団体である場合にあっては、その承認）を得なければならない。